

寄せられた意見と市の考え方

意見・質問要旨	区分	本市の考え方
1 制度内容に関する意見（58件）		
<p>指定荷主等を、製造業、倉庫業、廃棄物処理業としているが、貨物自動車全体に対するカバー率はどのくらいと見積もっていますか。例えば、コンビニやスーパーなど多頻度輸送業者なども入れた方がよいと思います。</p>	<p>B 意見の趣旨を今後の施策展開（NOx・CO₂対策）で参考とするもの</p>	<p>市内を走行する全ての貨物自動車の60～70%が、物流に伴う市外からの流入車であるなど、市内の自動車に起因する環境への負荷は、流入車の影響が非常に大きい状況です。エコ運搬制度では、市内荷主等が市内外の運搬車両等を利用する際に、荷主等としての環境配慮の責任及び実施すべき取組を明確化することにより、流入車を含む運搬車両の環境配慮行動を促し、環境への負荷の低減を図ることを主な目的としております。</p>
<p>製造業・倉庫業だけでなく、一定規模以上の大型商業施設に対しても指定荷主等に加え、大気汚染物質削減に協力させるべきです。</p>	<p>B 意見の趣旨を今後の施策展開（NOx・CO₂対策）で参考とするもの</p>	<p>重点的に取り組むべき荷主等の指定にあたっては、その事業活動に伴い発生する交通環境への負荷の大きさを考慮し、業種及び規模など、一定程度の要件を設ける必要があります。エコ運搬制度を効率的かつ効果的に実施するため、まずは市内物流量の多くを占め、大型貨物自動車が高頻度に出入りすると想定される製造業、倉庫業、廃棄物処理業の3業種について、重点的に取組を進めることが必要であると考えております。コンビニエンスストア、スーパー、大型商業店舗等その他の業種につきましては、制度導入後、指定荷主等の3業種に対する取組を進めながらその効果を踏まえて、指定荷主等の対象拡大を検討したいと考えております。</p>
<p>指定荷主等の対象を広げてください。 ①100台以上の自動車を使用する事業者 →(仮称)川崎市地球温暖化対策条例の基本的考え方に100台以上と具体的に数字が示されているので、整合性をとる。 ②面積が一定以上占める駐車場の管理者 →「貨物等の運搬に伴う環境負荷」とあるならば、大量の乗用車・タクシーが利用する駐車場を管理する者も含んで考えてみる必要がある(バス会社、タクシー会社等が含まれる) ③貨物取扱が多量(台・キロメートル/日)の業者 →重量運搬物で短距離や軽量運搬物で長距離などの事例、そして1台で回数が多いなどの事例も考えて対象にしてはどうか。 (同趣旨意見 他12件)</p>	<p>B 意見の趣旨を今後の施策展開（NOx・CO₂対策）で参考とするもの</p>	<p>なお、市内物流量に対する指定荷主等の物流量の割合は50%程度と見積もっております。</p>
<p>本案は、運搬に関する環境配慮を促す仕組みとして、荷主や荷受人から貨物輸送業者に対する要請に基づく間接的なものとなっているが、貨物輸送業者に対する直接的な仕組みの方が効果があると思われる。</p>	<p>B 意見の趣旨を今後の施策展開（NOx・CO₂対策）で参考とするもの</p>	<p>市内の貨物運送事業者に対しては、神奈川県条例によるディーゼル車運行規制や低公害車導入義務など、これまでも取組推進を図っているところです。</p> <p>一方で、市内を走行する全ての貨物自動車の60～70%が、物流に伴う市外からの流入車であるなど、市内の自動車に起因する環境への負荷は、流入車の影響が非常に大きい状況です。エコ運搬制度は、市内荷主等が市内外の運搬車両等を利用する際に、荷主等としての環境配慮の責任及び実施すべき取組を明確化することにより、流入車を含む運搬車両の環境配慮行動を促し、環境への負荷の低減を図ることを主な目的としております。</p>
<p>どの車がエコ運搬車両なのか、市民にも分るようにする等、常時この制度が履行されているか、監視・チェック体制を整備しておく必要がある。</p>	<p>A 条例改正案の趣旨に沿った意見であり、既に条例改正案等に反映されているもの</p>	<p>本市では、平成18年度からエコドライブ宣言登録制度を設け、宣言登録をした事業者等へステッカーを配布するなど、エコドライブの普及に努めています。エコ運搬制度では、そのステッカーなどを活用して、使用する運搬車両にエコドライブを実施する旨を表示する仕組みを設け、外見からも制度の普及状況が分かるよう努めたいと考えております。また、指定荷主等には運送事業者等に要請した文書の保存や、市への実施状況の報告を義務付けることにより、監視・チェック体制を整備することとしております。</p>
<p>市民が、より環境に配慮した運送業者を選択しやすくする方法も必要であると思う。</p>	<p>B 意見の趣旨を今後の施策展開（NOx・CO₂対策）で参考とするもの</p>	<p>エコ運搬制度の実施とともに、市民や荷主等がより環境に配慮した運送事業者等を選択できる仕組みの構築に向けた取組を進めたいと考えております。</p>

意見・質問要旨	区分	本市の考え方
荷主・荷受人は自社の貨物運搬に関する地球温暖化ガスなどの排出に対して具体的な数値目標を持つ責任を負わせる。例えば、荷主・荷受人は委託運送事業者が運搬する際、エコ運搬の実施状況について具体的に確認し、報告義務を負う（例：エコドライブの実施状況や車種規制適合車の使用状況など）。	B 意見の趣旨を今後の施策展開（NOx・CO ₂ 対策）で参考とするもの	まずは荷主等からの要請を通じ、運送事業者による環境に配慮した運搬の実践を促すことが大変重要であると考えております。荷主等によるエコ運搬の実施状況の確認などの積極的な取組については、今後作成する手引き等において普及促進を図ってまいりたいと考えております。
要請した書面の写しの保存期間について、保存期間を5～10年とする（現在はパソコン等で大量の資料の保存が可能である）。 （同趣旨意見 他12件）	B 意見の趣旨を今後の施策展開（NOx・CO ₂ 対策）で参考とするもの	荷主等が要請した書面の保存は、要請の実施から市への報告までに要する期間が最長約1年半、報告状況に応じた市による立入検査等での確認期間を1年半程度必要とすることから、保存期間は3年間とすることが適当と考えております。なお、市に提出された報告は、5年又は10年間保存するほか、必要な内容をデータベース化し、長期保存するよう検討しております。
要請した書面の写しの保存期間について、行政の保存が記載されていないので、同じ5～10年間とする。 （同趣旨意見 他12件）	B 意見の趣旨を今後の施策展開（NOx・CO ₂ 対策）で参考とするもの	
取組の実施状況の報告について、行政は報告書の保存期間を5～10年とすること。 （同趣旨意見 他12件）	A 条例改正案の趣旨に沿った意見であり、既に条例改正案等に反映されているもの	
2 制度の運用に関する意見（20件）		
エコ運搬制度の実施は、それなりに川崎の環境の改善に役立ち結構であるが、効果がどの程度あがったのか、年毎に分るようにしてもらいたい。例えば、事業所ごとに走行距離やNOx・PM並びにCO ₂ の排出量の削減状況を求め、市民に公表すべきです。	B 意見の趣旨を今後の施策展開（NOx・CO ₂ 対策）で参考とするもの	市への定期報告により、年度ごとの取組の実施状況を把握するとともに、制度導入による改善状況を把握するため、市内事業者へのアンケート調査等の実施を予定しております。
行政は市全体等の取組がわかるように報告の機会を持つことを明記する。窒素酸化物や二酸化炭素等の削減効果が、特にわかるようにすること。 （同趣旨意見 他12件）	A 条例改正案の趣旨に沿った意見であり、既に条例改正案等に反映されているもの	
環境に配慮した（環境保全に）取り組みをしている小零細企業が生き残れる評価制度や仕組みを作してほしい。	B 意見の趣旨を今後の施策展開（NOx・CO ₂ 対策）で参考とするもの	エコ運搬制度の実施とともに、荷主等がより環境に配慮した運送事業者を選択する仕組みや優良事業者の表彰制度の構築に向けた取組を進め、中小企業も含めて積極的に環境に配慮した実践活動を行っている荷主、荷受人、運送事業者が評価される仕組みづくりを目指したいと考えております。
荷主に対しては、特に環境保全全般に取り組んでいる小零細の運送事業者を積極的に使用し、温暖化防止に努めるように要請してください（グリーン経営の認証等）。	B 意見の趣旨を今後の施策展開（NOx・CO ₂ 対策）で参考とするもの	
環境保全に積極的に取り組んでいる運送事業者には、環境に配慮した低公害車や低燃費車の代替、増車には補助を優遇したり、インセンティブを検討してください。	B 意見の趣旨を今後の施策展開（NOx・CO ₂ 対策）で参考とするもの	
エコ運搬制度に対する実施度合いに応じて、荷主・荷受人に対して認定制度をする。例えば、エコ運搬制度の遵守状況に応じた、認定マークを発行し、結果を公表する。	B 意見の趣旨を今後の施策展開（NOx・CO ₂ 対策）で参考とするもの	
荷主に対する義務だけを負わせると、中小運送事業者の負担を増大しかねない。荷主から運送事業者に対するフォローをする仕組みも合わせる必要がある。	B 意見の趣旨を今後の施策展開（NOx・CO ₂ 対策）で参考とするもの	
規模が小さい事業者でも、努力したところには、税金を安くするか、なんらかの優遇措置を与えるようにしてほしい。	B 意見の趣旨を今後の施策展開（NOx・CO ₂ 対策）で参考とするもの	
3 その他の意見（2件）		
早く空気をキレイにして、公害病をなくしてください。	C その他	エコ運搬制度の導入と着実な推進により、平成27年度までの出来るだけ早期にNO ₂ 対策目標値の全局達成や運輸・交通部門におけるCO ₂ 排出量の削減を目指してまいります。
条例のどこに、どのように位置づけられるか示されていればよかった。	C その他	エコ運搬制度の導入に際しては、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の第10章「自動車公害の防止」の一部改正を検討しております。